

親子の問題 事例集（5） ～天涯孤独と言うけれど②～

多様化する親子関係の事例の5回目です。前回より、未婚で子供もなく、兄弟とも疎遠だから自分は天涯孤独だと言って亡くなった増田光代さん（83）のその後の話し。

生前の光代さんは、周到的な終活準備をすすめていましたが、なぜか遺言だけは決して作成しようとしませんでした。

光代さんが亡くなった後、光代さんが20代で父親の名前は空欄のまま女の子を出産し、その娘は1歳になる前に養子に出されていたことが分かりました。従って、光代さんの残した財産は、唯一の法定相続人である娘に相続されることとなります。



おそらく光代さんは、遺言を書かなければこうなるということをすべて分かった上で、あえて遺言を書かなかったのでしょう。

娘・明美さん（60）にお会いしたところ、明美さんから最初に出た言葉は「私には、母の財産を相続する権利はない」というものでした。

明美さんは、養父母にとっても大切に育ててもらったそうです。大学進学時に奨学金を申し込む際、戸籍謄本を取得したところ、自分が実の子供ではなく、増田光代という名前の実母がいることを初めて知ったそうです。

その後、二十歳の成人式を迎えるときに、養父母から1通の手紙を渡されました。実母から成人のお祝いの手紙でした。実母の光代さんが、明美さんのことをひと時も忘れたことはなく、成人したのを機にひと目で良いから会いたいという内容でした。

明美さんは何日も思い悩んだそうです。優しい養父母は、会ってきたら？と勧めてくれたそうですが、だからこそ明美さんは、育ててくれた養父母への思いから、実母と会うことに躊躇しました。結果として、明美さんは断腸の思いで実母光代さんからのお手紙を「無視」することにしました。それ以来、実母光代さんから明美さんに対して、一切連絡が来ることはなかったそうです。

そしてあの手紙から40年経って今回、実母光代さんが亡くなり、多額の遺産の相続人は明美さん1人ということになりました。しかし明美さんは、あのときに実母からの手紙を「無視」してしまった自分は、相続をする権利はないと言い張るのです。

光代さんはあれだけ用意周到な聡明な方だったのに、敢えて遺言だけは書かなかった理由は、遺言を書かないということが、明美さんに相続してもらいたいという、光代さんなりの意思表示だったということ、そして、現在養父は亡くなって、87歳の養母の介護が始まっているということだったので、養母の方に十分な介護をしてさしあげるために使っ

てあげれば、実母の光代さんも喜ばれると思いますとお伝えしました。

最終的に、明美さんが光代さんの遺産をすべて相続しました。心が痛むことの多いおひとりさまの親子関係ですが、今回は心温まる母と娘の心の繋がりを感しました。